

日本生命・大樹生命による共同開発商品 平準払外貨建養老保険「ドリームツリー」の発売について



無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水 博、以下「日本生命」）と、大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「大樹生命」）は、引受保険会社を大樹生命とする平準払外貨建保険の新品「ドリームツリー」（正式名称：無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険、以下「当商品」）を共同開発しました。日本生命・大樹生命による初の共同開発商品となり、大樹生命では2024年4月1日から、日本生命では2024年10月1日から発売します。

当商品は、昨今、資産形成ニーズが広がるなか、外国債券等による運用を行うことで円建商品^{*1}よりも高い返戻率が期待できる商品性とするに加え、お申し込み時にお客さまに選択いただく項目を、①指定通貨、②円建払込金額、③保険期間の3項目のみとすることで、分かりやすさも追求しています。

今後も両社はグループ一体となって、お客さまニーズにきめ細やかに応えできる商品・サービスの提供に努めてまいります。

「ドリームツリー」のポイント

Point
1

外貨で資産形成をしながら、一定期間の死亡保障も備えることができます。

Point
2

外国債券等による運用を行うことで、円建商品^{*1}よりも高い返戻率が期待できます。ご契約後の予定利率は市場金利に応じて毎月変動しますが、金利が大きく低下した場合でも最低保証があります。

Point
3

円建でお払い込みいただく金額は毎月一定です。円建払込金額を指定通貨に換算した保険料額は毎月変動しますが、ドルコスト平均法^{*2}の効果が期待できます。

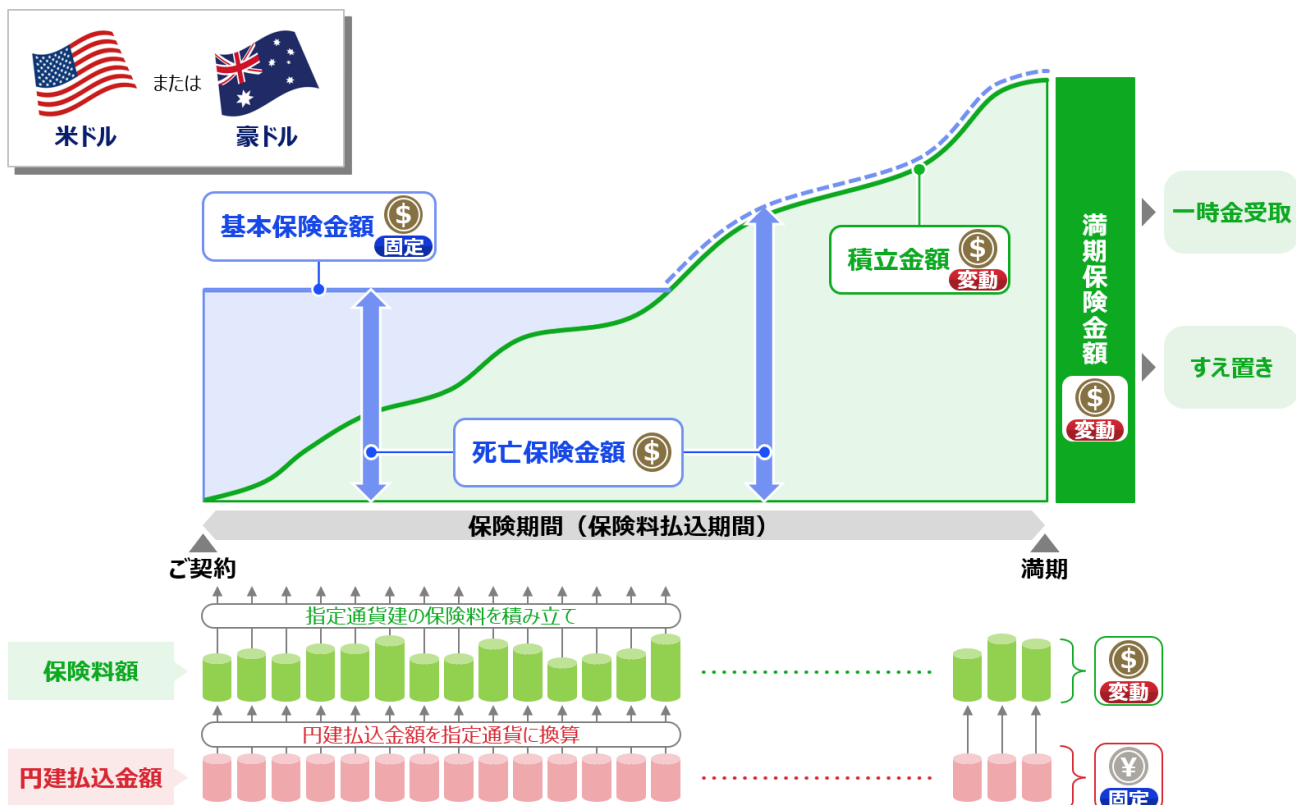
*1 両社の従来の円建商品との比較。

*2 価格が変動する金融商品を毎回一定の金額で定期的購入する手法。価格が高いときの購入量を少なく、価格が低い時の購入量を多くすることで、平均購入単価を抑える効果が期待でき、長期的な資産形成を行ううえで有効な方法のひとつとされています。

1 商品内容

(1) 商品の概要・しくみ図

当商品は、外貨で資産形成をしながら、一定期間の死亡保障も備えることができ、外国債券等で運用することで、円建商品よりも高い返戻率が期待できます。ご契約後の予定利率は市場金利に応じて毎月変動しますが、金利が大きく低下した場合でも最低保証があります。また、円建でお払い込みいただく金額は毎月一定です。円建払込金額を指定通貨に換算した保険料額は毎月変動しますが、ドルコスト平均法の効果が期待できます。



(2) 保障内容

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

給付の種類	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額 積立金額が基本保険金額以上の場合は積立金額に1.05を乗じて得た金額	死亡保険金受取人
満期保険金	保険期間満了時に生存されているとき	保険期間満了時における積立金額	満期保険金受取人

(3) 基本保険金額・返戻率イメージ

当商品の基本保険金額・返戻率のイメージは以下のとおりです。

【設例】 年齢：25歳、性別：男性、指定通貨：米ドル

		保険期間		
		10年	20年	30年
円建払込金額	10,000円	4,131米ドル	8,262米ドル	12,393米ドル
	20,000円	8,262米ドル	16,524米ドル	24,785米ドル
	30,000円	12,393米ドル	24,785米ドル	37,178米ドル

※ 円換算レート(引受用)1米ドル=145.25円の前提で計算

	保険期間		
	10年	20年	30年
予定利率が 5% で一定の場合	115.2%	142.7%	180.9%
予定利率が 4% で一定の場合	109.4%	128.2%	152.6%
予定利率が 3% で一定の場合	104.0%	115.3%	129.4%

※ 返戻率 = 指定通貨建満期保険金額 ÷ 指定通貨建保険料累計額

※ 円建払込金額は月20,000円の前提で計算

※ 円換算レート(払込用)1米ドル=145.50円で契約時から一定であったと仮定して計算



上記返戻率は、保険期間中の予定利率・円換算レート(払込用)が一定であったものと仮定した場合の数値であり、確定しているものではありません。

予定利率は、ご契約時に定められた最低保証予定利率を下回ることはありません。

2 主な取り扱い

指定通貨	米ドル・豪ドル	
最低円建払込金額	保険期間30年未満	月10,000円
	保険期間30年	月5,000円
加入年齢範囲 (被保険者年齢)	契約時年齢の範囲	0~60歳
	満期時年齢の上限	70歳
保険期間・保険料払込期間	10~30年(5年刻み)	
保険料払込方法	口座振替扱・月払のみ	
選択方法	告知書扱のみ (ドリームツリー専用の3項目告知)	
円建払込金額の変更	減額	取り扱う
	増額	取り扱わない
配当	無配当	

3 お客さまにご負担いただく費用および為替リスク

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額です。

保険契約関係費用

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部を保険契約の締結・維持、死亡保障にかかる費用にあて、それらを除いた金額を積立金として運用します。また、積立金から、保険契約の締結・維持、死亡保障にかかる費用を毎月控除します。なお、これらの費用については、年齢別の発生率等を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- ※ 上記の費用のほかに、解約時に支払われる解約返戻金額の計算にあたっては、ご契約日から10年間、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。控除される額の積立金に対する比率は、経過期間により、下表のとおり減少します。

経過期間（月数）	解約時の控除額（積立金比例）
1年目～10年目	解約時の積立金額×保険料払込期間(年数)×1.1%×(120－経過月数)／120
11年目以降	控除はありません。

外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

① 円建払込金額をお払い込みいただく場合

円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する大樹生命所定の円換算レート(払込用)には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (払込用)	換算基準日* ¹ における大樹生命が指定する取引銀行のTTM(電信売買相場の仲値)+0.25円
-----------------	--

- ※ TTM(電信売買相場の仲値)と円換算レート(払込用)の差(0.25円)は2024年4月1日発売日時点(予定)のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート(払込用)は換算基準日*¹における大樹生命が指定する取引銀行が公示するTTS*²(対顧客電信売相場)を上回ることはありません。

② 保険金などを円に換算してお支払いする場合など

円換算支払特約を付加して保険金などを円に換算してお支払いする際に適用する大樹生命所定の円換算レート(支払用)には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (支払用)	換算基準日* ¹ における大樹生命が指定する取引銀行のTTM(電信売買相場の仲値)－0.25円
-----------------	--

- ※ TTM(電信売買相場の仲値)と円換算レート(支払用)の差(0.25円)は2024年4月1日発売日時点(予定)のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート(支払用)は換算基準日*¹における大樹生命が指定する取引銀行が公示するTTB*²(対顧客電信買相場)を下回ることはありません。

③ 保険金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*³が必要な場合や、大樹生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

- * 1 換算基準日として定める日が、大樹生命が指定する取引銀行または大樹生命の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および大樹生命の営業日となります。
 - * 2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
 - * 3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。
- ※円換算レート(払込用)と円換算レート(支払用)は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

大樹生命所定の円換算レートは、大樹生命が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。

TTS(対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る(円を外貨に交換する)ときに用いられる為替レート
TTM(電信売買相場の仲値)	TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB(対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る(外貨を円に交換する)ときに用いられる為替レート

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、当商品には、次のような為替リスクがあります。

為替リスク

- ▶ 円建払込金額を指定通貨に換算した保険料額は、円換算レート(払込用)の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート(払込用)により、お払い込みのたびに増減します。
- ▶ 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート(支払用)の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート(支払用)で円に換算した保険金額などを下回り、損失が生ずるおそれがあります。
- ▶ 円に換算してお支払いする保険金額などは、円建払込金額の累計額(元本)を下回り、損失が生ずるおそれがあります。
- これらの為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。
ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

2023-3861G, 広報部